

Q52

定期貯金も満期まで待たなくても相殺が可能になったと聞きましたが本当ですか。その際、住宅ローン等借入金について、弁済期がきていなくても相殺は可能ですか。

Ans.

① 相殺は、本来、貯金等と借入金との双方に履行期が到来していなければできないものですので、期限（満期）の定めのある貯金（定期貯金、定期積金等）について、従来は、期限が到来していないと相殺ができませんでしたが、各農水産業協同組合では、保険事故発生時には期限（満期）未到来の定期貯金等でも相殺ができるように貯金規定の改定を行っています。相殺ができるように規定を改定しているかどうかは、取引農水産業協同組合に照会してください。

② 貯金規定の改定が行われている場合、住宅ローン等の借入金については、弁済期が来ていなくても債務者（貯金者）の側から破綻農水産業協同組合に対して期限の利益を放棄する旨の意思表示を行えば、相殺が可能となります。ただし、住宅ローンで相殺の対象となるのは、破綻農水産業協同組合自らが貸し出している住宅ローンのみであり、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）等が貸し出している住宅ローンは相殺対象となりません。

なお、相殺に必要な金額を超えて期限の利益を放棄すると、残存した借入金の弁済期が到来してしまいますので、期限の利益を放棄する範囲・方法について破綻農水産業協同組合と相談してください。また、期限の利益を放棄する際の当初の弁済期までの間の利息の処理についても、その取扱いを破綻農水産業協同組合に確認して相談する必要があります。

相殺後も住宅ローン等の借入残金がある場合は、その残金について信用状況に変化がない限り、通常の一部返済時と同様の取扱いになると思われますが、詳しくは破綻農水産業協同組合に照会してください。

（相殺の可否の詳細については「第1部 貯金保険制度の概要 3（3）ハ、相殺」の項（13ページ）を参照してください）

Q53

破綻した農水産業協同組合が店舗を閉鎖し、相殺の手続きができないことはないのですか。

Ans.

店舗を閉鎖した場合の手続きは、別途、管理人または破産管財人から周知されることとなりますが、業務が移管された支所または本所等あてに手続きいただくことになると考えられます。